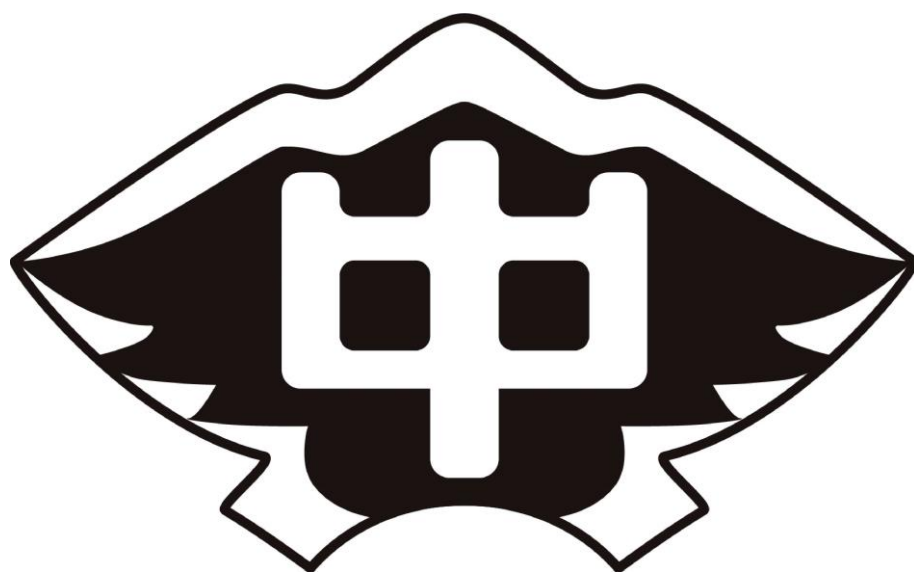


いじめ防止等のための 基本的な方針



ふじみ野市立大井中学校

令和6年4月改定

目 次

I 基本的な方向性

1	いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針策定の目的・・・・・・・・	3

II 基本的な考え方と具体的な取組

1	いじめの未然防止・・・・・・・・	4
	(1) ふじみ野市の取組・・・・・・・・	4
	(2) 学校の取組・・・・・・・・	7
2	いじめの早期発見・・・・・・・・	8
	(1) ふじみ野市の取組・・・・・・・・	8
	(2) 学校の取組・・・・・・・・	9
3	いじめの対応・・・・・・・・	12
	(1) ふじみ野市の取組・・・・・・・・	12
	(2) 学校の取組・・・・・・・・	13

III 重大事態への対処

1	重大事態とは・・・・・・・・	17
2	重大事態の報告・・・・・・・・	17
3	調査の趣旨及び調査を行うための組織・・・・・・・・	18
4	事実関係を明確にするための調査の実施・・・・・・・・	18
5	その他留意事項・・・・・・・・	20
6	調査結果の提供及び報告・・・・・・・・	20
7	ふじみ野市の「いじめ対応の基本的な流れ」と 「重大事態対処の流れ」・・・・・・・・	20
8	ふじみ野市の3つの組織・・・・・・・・	21

I 基本的な方向性

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。） 第2条

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じている者。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

ふじみ野市は、上記の定義を受け、いじめを防止するために、「いじめを絶対に許さない」という強い信念のもとに、学校、保護者、市民等及び地域団体と連携して取り組む。

いじめられた側には、本人のプライドを傷つけず、心に寄り添い共感的態度で話を親身に聴き、支援して守りぬく。

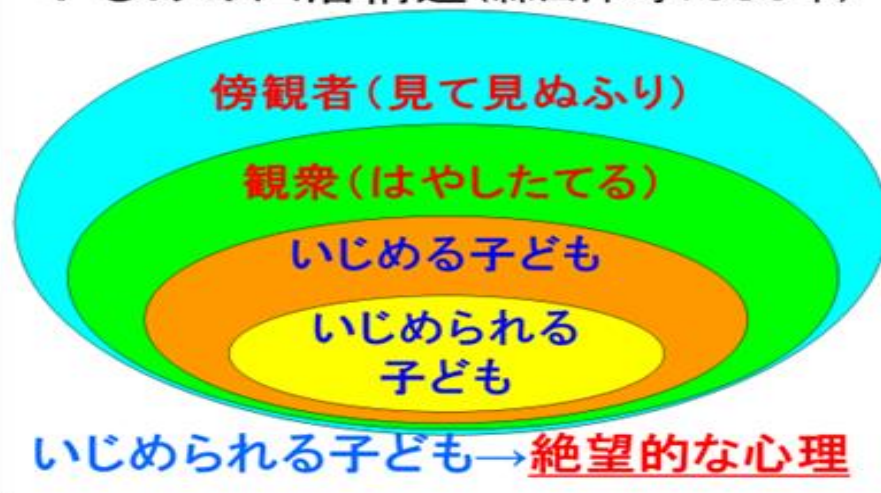
いじめた側には、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを十分に理解させ、ただちにいじめをやめさせ、見守る。

2 いじめの理解

いじめの防止等の対応には、次のような理解が必要である。

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- いじめは、見ようとしなければ見えない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組むべき問題である。
- いじめは将来にもマイナスの影響をもたらすものである。

いじめの四層構造(森田洋司1986年)



いじめの防止等の対策に関する基本理念（法3条関係）

いじめは、いじめる子といじめられる子の関係だけではなく、全ての子どもに関わる問題であり、いじめの防止等のための対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめに苦しむ子を生まないことを旨として行わなければならない。

また、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認知しながらこれを放置することがないよう、いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、全ての子どもに十分理解させることを旨としなければならない。

さらに、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校とふじみ野市教育委員会をはじめとする関係機関が連携し、家庭や地域の協力のもとに、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針策定の目的

ふじみ野市は、法の趣旨を踏まえ、国、県の基本方針を参酌し、ふじみ野市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ふじみ野市子どもいじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を定める。

市基本方針では、ふじみ野市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対応が、ふじみ野市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に関する日常的な取組、啓発活動及び教育的取組を具体的に定める。

Ⅱ 基本的な考え方と具体的な取組

(いじめの未然防止・早期発見・対応)

1 いじめの未然防止

いじめを減らしていく上で成果を上げているのが、「いじめに苦しむ子を生まない」という未然防止の発想に立った取組である。

ふじみ野市の取組

ア ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会
イ 相談体制の整備
・市教育相談室いじめ専門窓口
・教育心理相談員・教育相談員
・適応指導員
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・さわやか相談員
・生徒指導支援員
・いじめ等対応支援員
・いじめ・非行防止ネットワーク
ウ 学校教育活動の充実
エ 教職員の指導力向上

大井中学校の取組

ア 学校いじめ問題対策委員会
イ 学級経営の充実
・子どもの居場所づくり
・道徳教育の充実
・いじめの基準を示す
・子ども主体の学級活動
・話し合い、体験活動
・共感的な人間関係づくり
ウ 子どもの主体的な活動の支援
エ いじめを許さない気運の醸成
オ 教職員の資質向上
カ 家庭・地域との連携

(1) ふじみ野市の取組

ア ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会

教育委員会は、法第14条第1項の規定により、ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会（以下「協議会」という。）を置き、地域団体との連携、基本方針に基づくいじめ防止に関する調査、研究及び施策の推進、基本方針に定める内容の点検及び見直しに係る意見聴取等を行い、いじめの未然防止活動を実施する。

イ 相談体制の整備と役割

- (ア) ふじみ野市子どもいじめ防止条例（以下「条例」という。）第11条により、市教育相談室にいじめに関する専門相談窓口を設置する。
- (イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふじみ野市教育相談室教育心理相談員・教育相談員、適応指導員、各中学校さわやか相談員、各校学び育ちサポーターを配置し、いじめの未然防止に取り組むものとする。
- (ウ) 部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促すなど、教職員の負担軽減を図る。

(エ) 学校の実態に応じて、いじめ・非行防止ネットワークを編成する。

スクールカウンセラー (隔週月曜日勤務)	いじめ・不登校等の子どもが抱える問題の解決や軽減のために、「心の専門家」として子ども、保護者、教職員等へ助言・援助、カウンセリング等の業務を行う。
スクールソーシャルワーカー (ふじみ野市教育委員会)	学校と連携し、子どもが置かれた様々な環境へ働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、子ども及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る業務を行う。
教育心理相談員、 教育相談員 (市教育相談室)	学校と連携して子どもの支援、検査・医療など、他の相談機関との連携、通室による適応指導等を市民と市内勤務の人を対象とした相談業務を行う。
適応指導員 (市教育相談室)	学校への登校復帰を目指す子どもの支援、集団になじめない子どもの社会への適応力を養うための個別指導・支援の業務を行う。
さわやか相談員 (本校C棟3階)	子どもの相談、保護者の相談等、学校内での教育相談体制における役割、市教育相談室との連携、いじめ・不登校に関する業務を行う。各中学校1名の配置で、その中学校区の小学校にも訪問する。
学び育ちサポーター(2名)	発達障害等により個別の課題がある児童生徒に対し、個別に支援・補助をするために配置された支援員
いじめ・非行防止 ネットワーク	学校が抱えるいじめ・非行の予防を図るため、地域の方々や行政機関などが協同して学校を支援するネットワーク。地域の方々とともに、子どもたちの健全育成を図る。

ウ 学校教育活動の充実

(ア) 子ども一人一人を確実に伸ばす学習指導の推進に関する指導・助言及び教育環境整備。

学習意欲を高める 指導方法の工夫・改善	導入の工夫、学習形態の工夫、めあての明確化、言語活動の充実、ねらいとまとめの整合性、子どもたちのことばを活用した学習の振り返り等。
I C Tの活用	コンピュータ・タブレット、デジタル教科書、電子黒板、書画カメラ、視聴覚機器等の活用。
主体的・対話的で深い学び	子どもたちが自ら進んで、さらにお互いが協力しながら学ぶ学習指導・学習方法。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、討論、グループワーク等。
少人数、習熟度別指導	子どもたちの学習の効率をあげるため、教科の習熟度に応じて、複数の学級や学級内で複数のコースを設定。教科によっては、単純に学級を分ける少人数指導を設定。

- (イ) 全教育活動において、いじめを誘発する場合がある教師の言動・姿勢に関する指導・助言。

【留意事項】

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

- (ウ) 生徒指導研究指定校の設置及び研究推進等に関する指導・助言。

道徳教育を柱にした 研究推進校	特別活動を柱にした 研究推進校	いじめ・不登校の解消を 柱にした研究推進校
--------------------	--------------------	--------------------------

- (エ) ネットいじめやネットトラブルに関する研修会や指導資料などを充実させる。

- ・ふじみ野市小中学校情報モラル教育プログラムの作成
- ・「ネットトラブル注意報」の全小中学校での活用
- ・保護者、子どもへの啓発活動の充実

- (オ) 子どもの主体的な活動の支援をする。

- ・いじめに関する児童会活動、生徒会活動
- ・毎年11月「いじめ撲滅強調月間」

エ 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上

- (ア) 生徒指導の研修会・講演会、生徒指導主任研修会、学級経営研修会の実施。
- (イ) 定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等の点検・把握。
- (ウ) 児童生徒の実態に応じたいじめの未然防止のための特別活動及び道徳教育の充実。
- (エ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」の活用。
- (オ) ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会による市内小中学校におけるいじめに係る実態についての情報共有。
- (カ) 保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動。

(2) 学校の取組

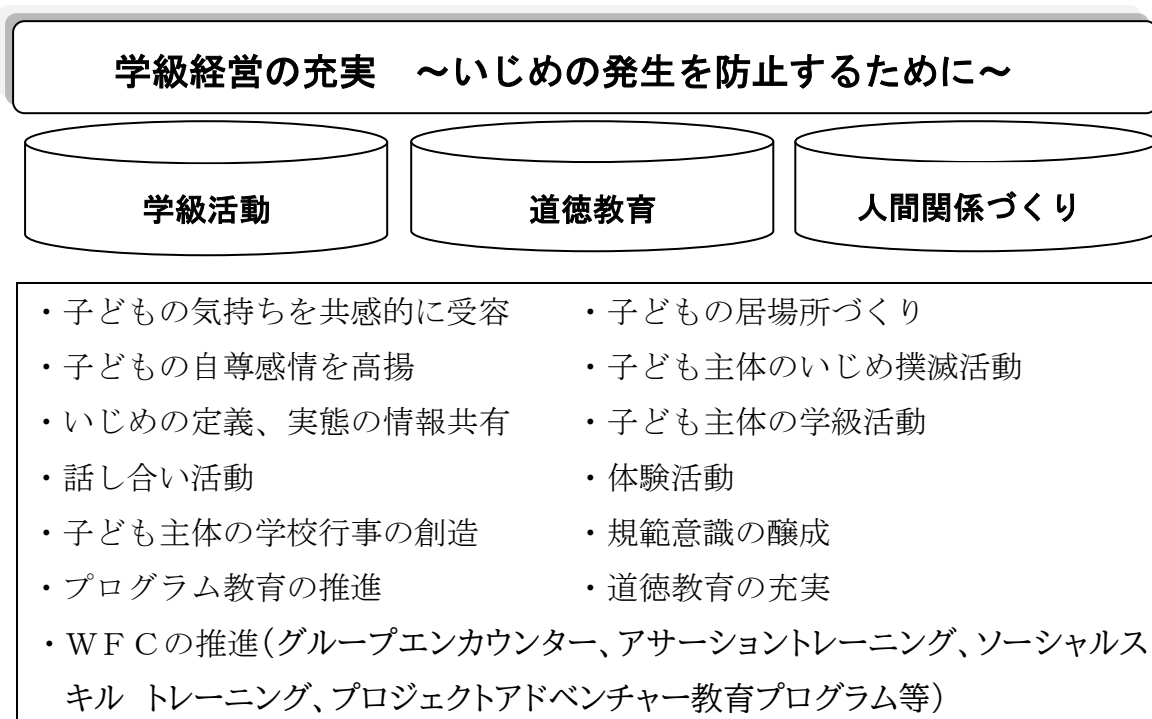
ア 学校いじめ問題対策委員会

学校は、法第22条に基づき、学校いじめ問題対策委員会（以下「学校問題対策委員会」という。）を置き、いじめの正確な情報収集と状況の把握、構成員の役割分担、ケース会議の実施等、いじめの防止等の対策を実効的に実施する。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 学級経営の充実

子どもの居場所づくりを推進し、いじめの発生を防止するために、学級活動、道徳教育を柱にした学級経営をする。



ウ 子どもの主体的な活動の支援

「いじめゼロ宣言」や「人権宣言」を作成する活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子ども一人一人が他者への思いやりの心を持ち、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

エ 教職員の資質向上

いじめの防止等に関する研修を通し、教職員個々及び集団としての資質向上を図る。研修では、教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを

助長したりすることがないように、指導のあり方について理解を深める。

また、被災、避難している生徒については、受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

オ 家庭・地域との連携

自校の学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について積極的に情報発信し、学校と家庭・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。

2 いじめの早期発見「いじめ見逃しゼロ」

いじめの早期発見「いじめ見逃しゼロ」とは、①子どものささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応することが早期発見である。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

ふじみ野市の取組	大井中学校の取組
ア 実態把握 イ 相談体制の整備 ・いじめ専門相談窓口の設置等 ウ ネットいじめの対策 エ ふじみ野市いじめの認知度	ア いじめ防止等の基本方針 イ 報告・連絡・相談・方針の組織 ・学校いじめ問題対策委員会 ウ 実態把握 エ 相談体制の整備

（１）ふじみ野市の取組

ア 実態把握

いじめの早期発見するため、子どもに対する定期的な調査、学校からの報告への指導・支援・指示、その他の必要な措置を講ずる。

イ 相談体制の整備

子ども及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことが

できるよう次のような体制を整備する。

- ・ふじみ野市教育相談室における教育相談
- ・さわやか相談員の活用
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・学び育ちサポーターの活用
- ・ふじみ野市いじめ問題対策委員会

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ふじみ野市小・中学校情報モラル教育の開発
- ・ネットいじめ対策に関する教職員の研修会実施
- ・啓発資料配布、ネットいじめに関する相談窓口等の周知、啓発活動実施

エ ふじみ野市いじめ認知度 ※参考指標として活用するもの

認知度 E	1 対 1	比較的軽度な言葉による冷やかしの、からかい	一時的
認知度 D	1 対 数人	認知度 E の継続、誹謗中傷、仲間はずれ、無視	短期的
認知度 C	1 対 数人	認知度 D の継続、叩く、蹴る、殴る、物かくし等	短中期的
認知度 B	1 対 集団	長期間集団無視、いじめによる欠席、転校検討	中長期的
認知度 A	1 対 集団	犯罪行為強要、傷害行為、恐喝、窃盗、自傷行為、死をほのめかす等、そして、重大事態の項目	突発的・複合期間的

【認知後の組織対応の流れ】

灰色：学校問題対策委員会が対処 → ふじみ野市教育委員会へ報告

黄色：学校問題対策委員会が対処 → ふじみ野市教育委員会へ報告、その後指導・支援等

赤色：学校問題対策委員会が対処 → 市問題対策委員会へ重大事態またはそれに相当する事態として報告、その後調査

→ 市いじめ調査委員会へ報告（市長判断で発動）

※電話で第 1 報を学校教育課へ連絡する。

※報告書は、事故速報の様式を使用して作成する。

（2）学校の取組

ア 大井中学校「いじめ防止等のための基本的な方針」の策定

学校は、法第 13 条の規定に基づき、国及び埼玉県のいじめ防止等のための基本的な方針並びにふじみ野市子どもいじめ防止基本方針を参酌して、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止等

のための基本的な方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者の健全な成長につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- (ア) 学校基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (イ) 学校基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- (ウ) いじめの加害児童生徒に対する健全な成長という観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- (エ) 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す。
- (オ) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (カ) 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- (キ) 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- (ク) 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- (ケ) 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、各学校で計画的に行っている児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- (コ) 重大事態への対処については、迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)

(サ) 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

(シ) 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

イ 報告連絡相談方針組織

学校問題対策委員会が学校のいじめ早期発見の対策を講じたり、いじめの調査等を実施する中心組織である。

【主な構成員】

生徒指導部会を母体とし、管理職、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、生徒指導担当、教育相談主任、学年主任、養護教諭に加え該当学年の教育相談担当、学級担任、部活動担当、さわやか相談員、スクールカウンセラー等の中から個々の事案に応じて、委員会の委員となる。個々の事案に応じて、校長が必要と認める者とする。

ウ 実態把握

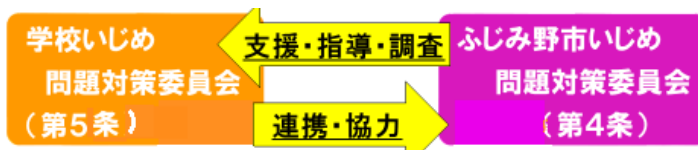
- ・ 生徒対象の生活アンケートの実施（毎月）、教育相談の実施（毎学期）
- ・ 日常の子どもの観察（「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』の活用」）
- ・ 定期的な教育相談の実施（子どもや保護者がいじめを相談しやすい体制）
- ・ 保護者対象アンケートの実施、三者面談による実態把握
- ・ 保護者及び地域住民からの情報提供

エ 相談体制の整備

- ・ 生活ノートや個人連絡帳の活用
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談期間（二者・三者面談、家庭訪問）の実施
- ・ いじめチェックリストを作成、共有し、全教職員が全教育活動を通して取り組む（「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』の活用」）
- ・ いじめの認知と初期対応の流れを教職員へ周知
- ・ いじめ・非行防止ネットワーク会議の導入と推進
- ・ 県や市のいじめ相談窓口のガイダンス
- ・ 情報モラル教育の推進による子どものいじめに対する意識向上及び保護者啓発

3 いじめの対応

いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども及びその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する配慮が必要である。



ふじみ野市の取組

大井中学校の取組

ア いじめに関する措置	ア いじめに関する措置
イ 学校の指導のあり方及び 関係機関との連携	イ 学校の指導のあり方及び 関係機関との連携
ウ 学校運営改善のための協力・支援 等の必要な措置	ウ 学校運営改善の実施

(1) ふじみ野市の取組

ア いじめに関する措置

<いじめ対応の組織関係図>

ふじみ野市教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、ふじみ野市いじめ問題対策委員会（以下「市問題対策委員会」という。）を招集し、当該報告に係る事案について自ら必要な調査をする。また、必要に応じて、当該学校に対しスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置するとともに、必要な支援・指導を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。構成員は、子育て支援課長、市民総合相談室長、社会教育課長、学校教育課長とする。

第5条（市立学校の責務）

学校は、法第22条に規定するいじめの防止等の対策のための組織を置く。

第4条（市の責務）

教育委員会は、法第24条の規定により、いじめに関する報告を受けた場合、救済のため支援及び指導、調査を行う。

て自ら必要な調査をする。また、必要に応じて、当該学校に対しスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置するとともに、必要な支援・指導を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示する。構成員は、子育て支援課長、市民総合相談室長、社会教育課長、学校教育課長とする。

ふじみ野市教育委員会は、学校からの報告を受けて、必要に応じて、いじめを行った子どもの保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該子どもの出席停止を命ずる等、いじめを受けた子ども、その他の子どもが安心して教育を受けられるようにするために速やかに必要な措置を講ずる。

イ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携

いじめを受けている子：本人に寄り添い、全力で守り抜く。

いじめを行っている子：いじめをやめさせ、行ってはいけないことを親身に指導する。

いじめを受けている子、いじめを行っている子の双方が

親、学校にとって大切な子どもであるという教育的配慮を重視する。

いじめが起きた場合には、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保をするとともに、いじめを行った子どもに対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや子どもの生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた子どもとその保護者の気持ちや意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応が必要であることを学校に指導・助言する。

ウ 学校運営改善の実施

学校運営改善の支援をするために、学校教育課の指導主事が生徒指導・教育相談に係る学校訪問を実施しいじめに係る学校の取組に対して継続的に指導・助言する。

(2) 学校の取組

ア いじめに関する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、

これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

イ 学校の指導のあり方及び関係機関との連携

いじめが起きた場合には、いじめを受けた子どもの心に寄り添った支援をし、その子どもの状態に合わせた継続的なケアを行う。また、いじめを行った子どもに対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、子どもの生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報し、いじめを受けた子どもを守る。その際は、学校での適切な指導・支援やいじめを受けた子どもとその保護者の意向に十分な配慮をした上で、早期に警察に相談・通報し、連携して対応する。

さらに、子どもたちの心のケアを継続的におこなうとともに、定期的に検討会を開催し適切な手立てを検討しながら見守っていく。

・・・・・・・・・・・・・【いじめの4層構造の対応】・・・・・・・・・・・・・

(ア) いじめを受けた子どもへの支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方を絶対にせずに支援する。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉かけをし、本人との信頼関係を築いておく。

(イ) いじめを行った子どもへの指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する子どもについて十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(ウ) 周りではやし立てる子どもへの対応（「New I's」参照）

はやし立てたり、おもしろがったりすることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(エ) 見て見ぬふりをする子どもへの対応（「New I's」参照）

いじめは、他人事ではないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気づかせる。

・・

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・学級活動において、話し合い活動などを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事において、いじめの防止の視点から意図的・計画的な小集団育成と集団活動を行い、望ましい人間関係を築く。

(カ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。

(キ) P T Aや学校評議員会、学校運営協議会等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。

(ク) 保護者会、家庭教育学級、保護者同士のネットワークづくり等、いじめの問題について協議する機会を設ける。

(ケ) 「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

ウ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の（ア）、（イ）の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

Ⅲ 重大事態への対処

- 1 重大事態とは いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときである。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

生徒又は保護者からの申し出は、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申し出について調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

重大事態発生時は、法第28条に基づいて、条例第14条に定めるふじみ野市いじめ調査委員会（以下、「市いじめ調査委員会」という。）を発動し（p18）、重大事態の調査を即時に行う。この調査委員会は、第3者委員会であり、学校（学校問題対策委員会）と市（市問題対策委員会）が行う調査等とは別組織として、中立性・公平性を考え、学校関係者ではない構成員となる。構成員は、弁護士、医師、学識経験者（大学教授）等となる。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちにふじみ野市教育委員会に報告する。

報告を受けたふじみ野市教育委員会は、市問題対策委員会を招集し、調査に当たる。また、学校と連携を図りながら対処する。同時に、重大事態の発生を市長に報告する。

3 調査の趣旨及び調査を行うための組織

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- | |
|--|
| ・学校問題対策委員会と市問題対策委員会が連携を図って調査。 |
| ・因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査。 |
| ・市問題対策委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導・指示、また、人的措置も含めた適切な支援。(法第28条第3項) |
| ・市長は、市いじめ調査委員会を発動し、当該重大事態に係る必要な事項の調査等を実施。 |

4 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ・いつ(いつ頃から) | ・誰から行われたか | ・どのような態様か |
| ・いじめを生んだ背景事情は | ・どのような問題があったか | |

学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とふじみ野市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的とするものである。

ア いじめを受けた子どもからの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた子どもから十分に聴き取る。
- ・いじめを受けた子どもの事情や心情を聴取し、その子の状況に合わせた継続的なケアをする。
- ・落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。
- ・在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査をする。

【留意点】

いじめを受けた子どもを守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。

また、これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、市問題対策委員会がより積極的に指導・支援するとともに関係機関ともより適切に連携し、対応に当たる。

イ いじめを受けた子どもからの聴き取りが不可能な場合（子どもの入院や死亡等）

- ・当該子どもの保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法は、在籍する子どもや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査をする。

【留意点】

子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該子どもを最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した子どもが置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市問題対策委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は市問題対策委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 学校が調査を行う場合においては、市問題対策委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよ

う留意する。

なお、亡くなった子どもの尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性などがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

5 その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、市問題対策委員会は、義務教育段階の子どもに関して、出席停止措置の活用や、いじめを受けた子どもの就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめを受けた子どもの支援のための弾力的な対応を検討する。

6 調査結果の提供及び報告

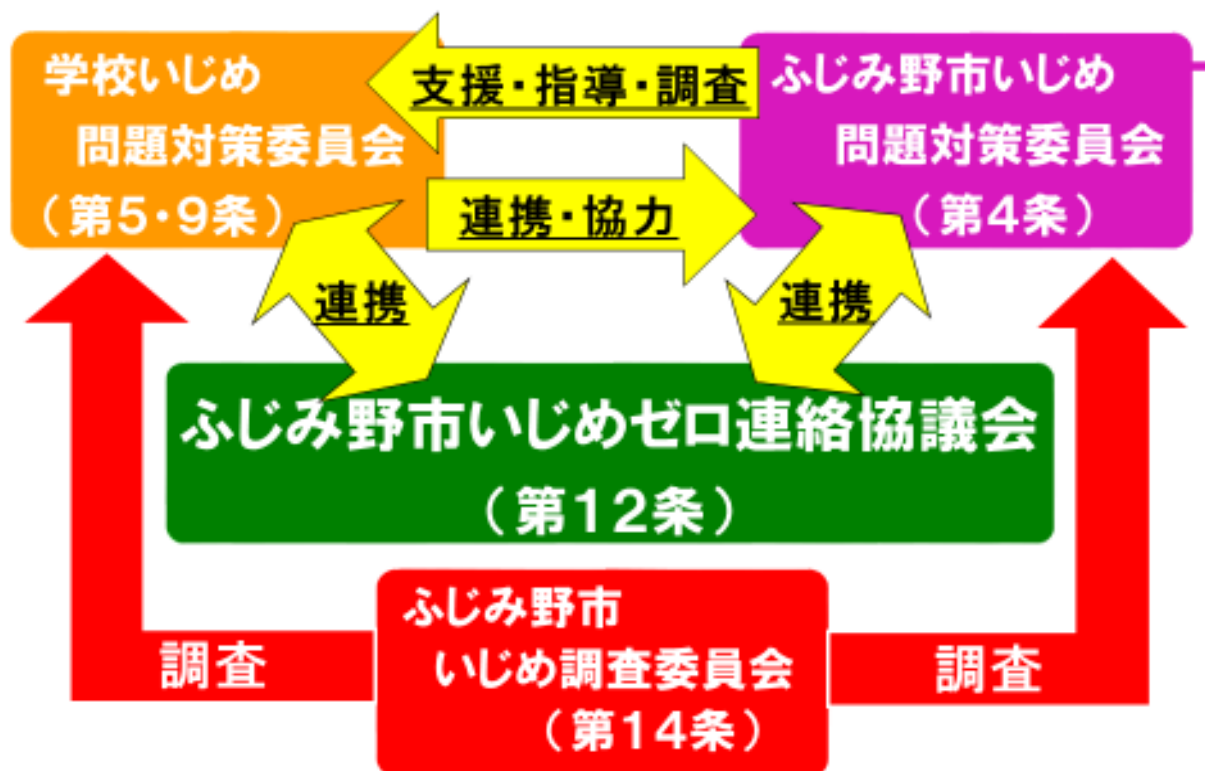
ア いじめを受けた子ども及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市問題対策委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもやその保護者に対し説明する。情報の提供に当たっては、学校又は市問題対策委員会は、他の子どものプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は市問題対策委員会に報告し、市問題対策委員会は市長に報告する。

7 ふじみ野市の「いじめ対応の基本的な流れ」と「重大事態対応の流れ」



【重大事態の時】

8 ふじみ野市の3つの組織

	ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会	ふじみ野市いじめ問題対策委員会	ふじみ野市いじめ調査委員会
目的	連携、啓発、調査、研究	学校への支援、指導、調査	調査、報告
主な取組	○いじめの防止等に関する調査や研究及び施策の推進 ○地域団体との連携を図りいじめの防止等の取組の共通理解 ○市や市立学校のいじめの防止等の取組の提言や評価 ○新たな知見や見解に基づく教育的予防の研究	○市立学校からのいじめに関する報告を受けた場合のいじめ事案への対処 ○市立学校以外の学校に在籍する子どものいじめに関する必要な措置を講ずる。 ○重大事態への対処	○重大事態への対処 ○必要に応じて重大事態の調査結果に対する再調査
構成員	スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 教育相談室相談員 校長会（小学校・中学校） 教頭会 市民総合相談室 子育て支援課 社会教育課 ふじみ野市 PTA 連合会 ふじみ野市自治組織連合会 青少年育成ふじみ野市民会議 ふじみ野市 民生委員児童委員協議会連合会 学校教育課 14人以内 【アドバイザー】 弁護士、医師、学識経験者等	子育て支援課長 市民総合相談室長 社会教育課長 学校教育課長	弁護士 医師 学識経験者（大学教授）等 5人以内 ※ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会とふじみ野市いじめ問題対策委員会の構成員とは異なる者
根拠	法第14条第1項 条例第12条	法第24条 条例第4条	法第28、30条 条例第14条